



岡情審査第1680号

平成25年2月15日

岡山市長 高 谷 茂 男 様

岡山市情報公開及び個人情報保護審査会

会長 山口和秀



岡山市情報公開条例第16条の規定に基づく諮問について（答申）

平成24年7月25日付け岡福第698-1号による下記の諮問について、次のとおり答申します。

記

○○議員の件として週刊誌で報道された件において作成された行政文書一切の開示請求（以下「本件請求」という。）に対して、非開示とした決定に対する異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）についての諮問

第1. 審査会の結論

本件請求に対して、岡山市長（以下「実施機関」という。）が行った非開示決定処分は、妥当であるから、本件異議申立ては棄却されるべきである。

第2. 異議申立て及び諮問の経緯

- 1 本件異議申立人（以下「申立人」という。）は、平成24年6月24日付け（郵送による請求のため、平成24年6月28日受付）で、実施機関に対し、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号。以下「条例」という。）第3条第1項の規定に基づいて、本件請求を行った。
- 2 上記開示請求に対し、実施機関は、同年7月10日付で、当該文書の存否を答えること自体が個人の権利利益の侵害となり、条例第5条第1号により非開示とすべき情報を開示することになるので、存否を答えることはできないが、仮に当該文書が存在するとしても条例第5条第1号に該当するとして、非開示決定処分を行った。
- 3 上記決定を受けた申立人は、実施機関に対し、同年7月12日付で、本件請求に係る公文書の開示を求めて本件異議申立てを行った。
- 4 実施機関は、同年7月25日付で、本件異議申立ての取扱いについて、条例第16条の規定に基づき、当審査会に本件諮問を行った。

第3. 申立人及び実施機関の主張の要旨

申立人及び実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

1 申立人の主張要旨

本件は、公文書の特定も行っておらず、また、行政不服審査法第57

条違反も行っており、明らかに申立人の請求妨害行為であることから、実施機関並びに関係者等を刑事告訴する。

○○議員は、議員としての活動を行った結果を自らマスコミ等を利用して公表したもので、特定個人が生活保護を受給しているという情報は、確かに個人情報に該当するが、○○議員が調査を行い、マスコミを通じて公表し、関係者等も、その情報をマスコミを通じて認め、公表しているのであるから、これはすでに開示された情報であり、個人情報とは、到底いえない。

問題なのは、○○議員が、どのような調査で、特定個人が生活保護を受給しているという情報を得て、マスコミに公表したのかということである。もし、生活保護を担当している職員が、正当な手続きによらずに、○○議員に特定個人の生活保護等の受給状況等を情報提供した場合、地方公務員法の守秘義務違反になり、また、○○議員へ情報提供を行っていないのであれば、その情報源の調査を行うべきであったが、そのような調査さえ行っていないことは、実施機関がその保有する個人情報が流出した可能性があるにもかかわらず、これを放置したということであり、実施機関は個人情報の取扱いに関する責任を放棄したともいえる。

○○議員が違法に個人情報を取得した場合は、国家公務員法違反になる可能性があるが、実施機関はそのような調査も行っておらず、○○議員の刑事告発も行っていないことから、○○議員の行為を容認していたのも同然であり、共犯の可能性さえある。本件添付記事に記載されている芸能人の会社も、○○議員がどのようにして特定個人の生活保護受給情報を得たのか、全く不明と当方に回答している以上、地方公務員法違反及び国家公務員法違反容疑がかけられても仕方ないことである。

我々国民は、本件添付記事に記載されている芸能人関係者の個人情報について、それがどのようにしてマスコミにより報道されたのか、経緯を知る権利がある。なぜならば、行政庁にしか存在しない情報がマスコミによって報道され、関係者等が迷惑しているからである。それは、国民一人一人が、こうなる可能性がある問題であり、本件で、行政庁の人間が、マスコミ関係者等から金銭をもらって個人情報を流していたということにでもなれば、これは立派な犯罪行為であり、その可能性さえある事案である。

本件では、特定個人の生活保護受給情報が開示されたのも同然であるから、条例第5条第1号には該当せず、また、本件は公務員等の犯罪行為の可能性もあることから、本号ア、イ及び条例第7条が適用されるため、開示されなければならない。

2 実施機関の主張要旨

本件請求に対する非開示決定は、当該文書の存否を答えること自体が、非開示とすべき情報を開示することになるとして、また、仮に当該文書が存在するとしても、非開示になるものとして、非開示決定を行ったものである。

公文書の特定については、公文書開示請求書中、公文書の内容欄に「別紙、マスコミで報道された件で、作成された行政文書一切」とあって、特定個人の生活保護受給に関する週刊誌の記事の写しが、開示請求書の別紙として添付され、開示請求されていたため、特定個人の生活保護受給に関する報道がなされたことにより作成された公文書を対象文書として特定したものである。

特定個人の生活保護受給については、個人情報の中でもプライバシー

性が高く、保護の必要性が高い情報であると考えられる。特に今回の件は、全国的にマスコミにより報道されたものであり、権利利益の侵害の程度も大きいことは、容易に想定されるところである。

条例第5条は、開示の原則とその例外を規定しているが、開示の原則の例外となるもののうちでも、同条第1号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないことは明らかであることから、文書の存否を含めての非開示決定は、個人情報保護の観点から適正なものであったと考えている。

なお、行政不服審査法第57条違反については、非開示決定通知書作成時の事務的な誤りであり、平成24年7月31日付け岡福第748号「公文書非開示決定通知書における教示内容の付記について」とする文書を申立人へ送付し、この文書において教示すべき内容を付記している。

第4. 審査会の判断

実施機関と申立人との間における本件の争点をめぐる諸問題に関し、当審査会は、以下のとおり判断する。

1 本件請求について

本件請求は、公文書開示請求書に週刊誌の記事の写しが添付され、当該週刊誌には、特定芸能人の親族が生活保護を受給しており、〇〇議員が当該受給について問題提起している等の内容が記載されており、この「別紙、マスコミで報道された件で、作成された行政文書一切」である。

2 公文書の特定について

申立人は、公文書の特定が行われていないと主張しているが、実施機関は、特定個人の生活保護受給に関する報道がなされたことにより作成された公文書を対象文書として特定しており、申立人の開示請求の内容

からしても特定できていないということはいえない。

3 存否応答拒否について

条例第8条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

「岡山市情報公開及び個人情報保護制度運用の手引 平成18年3月改訂」（以下「運用の手引」という。）における条例第8条の説明によると、「存否応答拒否は、請求内容から推し量られる情報が条例上非開示として保護すべき情報に該当する場合に、非開示として応答することによって、生じる支障を回避しようとするものであるため、当該情報が存在しても、存在しなくても適用すべきものである。」としている。また、運用の手引では、「存否応答拒否を行うには、次に掲げる要件を備えていることが必要である。」として、「特定のものを名指しし、又は特定の事項・場所・分野等を限定した開示請求が行われたこと。」（以下「要件1」という。）、「開示請求に係る情報が、非開示として保護すべき利益があること。」（以下、「要件2」という。）、「当該情報の開示、非開示又は不存在を答えることによって、開示したのと同様の効果が生じること。」（以下、「要件3」という。）としている。

4 存否応答拒否の妥当性

(1) 要件1の該当性について

本件請求は、週刊誌で報じられた特定芸能人の親族の生活保護受給問題を前提とした開示請求である。当該親族については、名指ししているものではないが、当該特定芸能人との続柄が記載されているため、

個人が特定されており、名指ししていることに変わりないので、要件1に該当するといえる。

(2) 要件2の該当性について

ア 条例第5条第1号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（一般人が通常入手し得る関連情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非開示情報とする旨規定している。

また、同号ただし書において、「ア 法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかが記録されている場合は、開示しなければならない旨規定している。

イ 申立人は、マスコミが報道している情報であり、すでに公にされているため、個人情報とはいえないとして、条例第5条第1号ただし書アの該当性を示唆しているが、マスコミが報道したからといって、実施機関が特定個人の生活保護の受給に言及できるものでもない。特定の個人が生活保護を受給していたかどうかについては、個人のプライバシーに関わるもので、条例第5条第1号の本文に該当

し、要件 2 に該当するといえる。なお、同号ただし書イ、ウに該当しないことは明白である。

(3) 要件 3 の該当性について

特定個人の生活保護受給に関する報道がなされたことにより作成された公文書が存在するとしても、それは特定個人の生活保護受給に関するものである。そのため、本件請求に対して、条例第 5 条第 1 号に規定する個人に関する情報に該当するとして非開示と決定すれば、特定個人の生活保護受給の事実が明らかになり、また、不存在を理由に非開示と決定すると、生活保護を受給していないという事実が明らかになる。いずれの場合も、個人情報を開示したのと同様の効果が生じ、要件 3 に該当するといえる。

5 条例第 7 条該当性について

(1) 条例第 7 条は、「実施機関は、開示請求に係る公文書に非開示情報（第 5 条第 5 号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。」と規定している。

また、運用の手引における条例第 7 条の説明によると、「『公益上特に必要があると認めるとき』とは、条例第 5 条第 1 号（個人情報）のただし書イの規定・同条第 2 号（法人情報）のただし書の規定による人の生命・健康などの個人的な法益保護のため必要な場合の開示義務に比べ、より広い社会的・公共的な利益を保護する特別の必要性のある場合のことをいう。」としている。

(2) 申立人は、公務員等の犯罪行為の可能性もあることを理由として、条例第 7 条を適用し、開示すべきと主張しているが、仮に本件請求に

係る文書が存在するとしても、特定個人の生活保護受給に関する文書を開示しないことによって保護される利益を上回る公益上の開示すべき理由は見出せない。

6 ○○議員の個人情報の入手経緯について

申立人は、○○議員の特定個人の生活保護受給に関する情報の入手経緯について問題視しているが、個人情報を入手した経緯と本件請求に対する実施機関の処分そのものの妥当性判断とは、直接に結びつくものではない。したがって、当審査会としては、申立人の当該主張に対し何ら判断しない。

7 行政不服審査法第57条違反等について

行政不服審査法第57条第1項では、行政庁は、不服申立てをすることができる処分をする場合には、処分の相手方に対し、当該処分につき不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を書面で教示しなければならない旨規定している。

また、行政事件訴訟法第46条第1項では、行政庁は、取消訴訟を提起することができる処分をする場合には、当該処分の相手方に対し、当該処分に係る取消訴訟の被告とすべき者及び出訴期間を書面で教示しなければならない旨規定している。

実施機関は、本件異議申立てによって、これらを教示していないことに気づき、別途書面にて教示を行っているが、非開示決定処分をする際に教示を行うべきであったことはいうまでもない。

実施機関が教示していないことが、本件請求に対する実施機関の処分そのものの妥当性判断と直接に結びつくものではないが、今後、非開示

等決定処分に際しては、行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づき、適正に教示を行うよう、実施機関に対し強く望むものである。

8 結論

以上の理由により、当審査会は、「第1. 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第6. 審査会の処理経過

当審査会における処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成24年 7月25日	諮問書の收受
平成24年 8月27日	審 議
平成24年 9月12日	実施機関側意見書の收受
平成24年 9月24日	審 議
平成24年 9月25日	申立人側意見書の收受
平成24年10月29日	審 議
平成24年11月26日	審 議
平成24年12月17日	審 議
平成25年 1月28日	審 議
平成25年 2月15日	答 申